

■認定農業者制度ってなに？

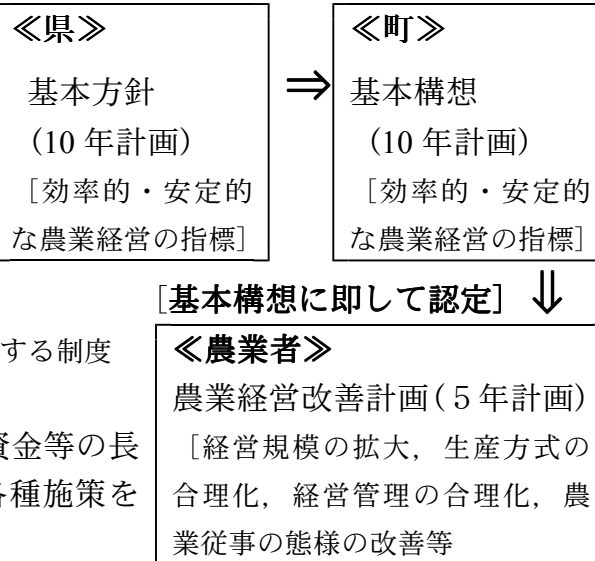
○農業で頑張っていくあなたが、自分の夢を数字に表し、将来の経営の姿をはっきりさせます。

○これを町が認定し、「農業のスペシャリスト」を目指して関係機関が具体的な支援を行い、農業経営を発展させるものです。

★★★★★★★★★★ 制度の仕組み ★★★★★★★★★★★

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、町が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した5年後を目標とする農業経営改善計画（所得450万円以上、労働時間2,000時間以内を目標とする）を認定する制度

※認定農業者に対しては、スーパーL資金等の長期低利融資制度、農地流動化対策等の各種施策を重点的に実施



■認定農業者のメリット

1 自分の経営をみつめることができる。

農業経営改善計画を作ることで、自分の経営実態を見つめ、「経営者」としての意識を高めることができる。

2 低利資金等の借入れが受けられる。

農地・農業用機械・施設等を取得する際に「スーパーL資金」、種苗・農薬購入等の運転資金として「スーパーS資金」を借りられるとともに、利子分の助成を受けられる。また、「農業近代化資金」及び「農業改良資金」は事業費の100%（認定農業者でなければ80%）の融資が受けられる。

- 3 農地の利用集積ができる。
農業委員会の行う農地のあっせん事業の対象者は、認定農業者を優先することになっています。
- 4 農業者年金保険料の国庫助成がある。
掛け金(一口2万円)の30%を基本に国が保険料を20%~50%の範囲で助成する。また、支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となる税制面の特例がある。
- 5 経営安定対策
平成19年度から経営安定対策が見直しされ、品目別経営安定対策、畜産・野菜の経営安定対策の対象が認定農業者に限られました。
- 6 担い手育成総合支援協議会の支援が受けられる。
農業経営改善計画の作成を支援、計画を達成するための支援として、経営相談や各種研修などを受けることができます。

■認定の申請

○認定を受けようとする方は、5年後を見通して自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、それをどのような方法で実現させていくのかを見据えて経営改善計画を作り、町の窓口(経済課)に提出します。

○認定は、現状と照らし、将来の経営発展の可能性を重視しています。

○経営改善計画の作成に当たっては、町、県沖永良部事務所農業普及課、JAが支援します。

経営改善計画に記載する内容

- ・経営規模・作付内容
- ・生産方式をどのように合理化するか
(新技術、機械の導入による省力化等)
- ・経営管理をどう高度化するか
(複式簿記の記帳等)
- ・就業条件をどう改善するか
(休日制・給料制の導入、社会保険の加入等)

認定の基準

- ・計画が町に定める「基本構想」(経営指標等)に照らして適切であること
- ・計画が達成されることが確実であること
- ・計画が農用地の効率的・総合的な利用を図るため適切であること

■認定

認定は、町の認定審査会開催後、認定となります。

■認定の対象者

町の基本構想で示された農業経営の指標を目指して経営の改善を図ろうとする意欲を重視します。できるだけ多くの方にこのような農業経営を目指して経営の改善に取り組んでもらうため、以下のように性別、専兼別などを問わず認定の対象となります。

性別

女性経営、共同申請（経営主と妻、経営主と妻、後継者等）も認定対象

経営規模の大小

現在、経営規模が小さくても高収益の農業経営を目指す場合には、認定対象

専業・兼業の別

現在、他産業に従事している兼業農家や非農家で新規就農を希望する方でも町基本構想で示された農業経営を目指す方なら認定対象

営農類型

さとうきび、野菜等の土地利用型農業はもちろん、農地をもたない畜産経営や花き等の施設園芸等も認定対象

年齢

65歳未満を対象としていますが、意欲（所得向上・面積拡大等）があれば、それ以上でも認定対象

■計画の有効利用

経営改善計画の有効期間は5年間とされていますので、計画期間の終了を迎えようとする方は、計画の達成状況の点検と併せて次の5年間を見通し、新たな計画を作成し、再度認定を受けることができます。

■認定農業者の仲間づくり

認定農業者の仲間づくりとして、認定農業者間の相互研鑽、情報交換、研修会、先進地視察、等を目的に自主的な組織の「認定農業者連絡協議会」を設置し、活動しています。

お問い合わせ先：和泊町経済課内(和泊町担い手育成総合支援協議会)
TEL 92-1111(代) (直)84-3518